

# 貸金庫利用規定

## 1. (格納品の範囲)

(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。

- ① 公社債券、株券その他の有価証券
- ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
- ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
- ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

(注) 美術品、骨董品等は破損や変質の恐れのないものに限りません。

(2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。

(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。

- ① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの
- ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの

## 2. (利用目的の確認)

(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が1.に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。

(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外のカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

## 3. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日の1カ月前までに借主または当行から解約の申出をしない限り、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。また、継続後も同様とします。

ただし、1年未満の利用期間を定めて利用する（以下「短期利用」といいます。）場合はこの限りではありません。

## 4. (貸金庫手数料)

(1) 契約利用者の貸金庫手数料（以下「手数料」といいます。）は、当行所定の料率により1年分（契約月が4月以外の場合は3月末までの月数分）を前払いするものとし、毎年4月10日（休日の場合は翌営業日）に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ手数料に充当します。

なお、当初契約期間の手数料（短期利用を含みます。）は、契約時に契約日の属する月を1カ月としてその月から月割計算により前払いにて支払ってください。

(2) 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は変更日以後、

最初に継続される契約期間から適用します。

- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を月割計算により返戻します。

#### 5. (鍵の保管)

貸金庫に付属する鍵、正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行行員立会いのうえ借主が届出の印鑑（または署名）により封印し、当行が保管します。

また、短期利用の場合も同様の取扱いとします。

#### 6. (貸金庫の開閉等)

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または代理人が正鍵を使用して行ってください。

- (2) 開扉にあたっては、当行所定の「貸金庫開扉票」に届出の印鑑により記名押印して提出してください。

なお、貸金庫使用後は貸金庫の施錠を確認してください。

- (3) 格納品の出し入れは、当行所定の場所で行ってください。

#### 7. (届出事項の変更等)

- (1) 印鑑を喪失したとき、または印鑑、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は、故意または重過失（消費者であるお客さまに対しては軽過失を含みます。）がある場合を除き賠償責任を負いません。

正鍵を喪失したとき、または毀損したときも同様とします。

- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 8. (印鑑、鍵の喪失時等の取扱い)

- (1) 印鑑または正鍵を喪失した場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続をした後に行ってください。この届出の前に生じた損害については、当行は、故意または重過失（消費者であるお客さまに対しては軽過失を含みます。）がある場合を除き賠償責任を負わないものとします。

この場合、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

- (2) 正鍵を喪失した場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当行が貸金庫格納庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

#### 9. (印鑑照合)

「貸金庫開扉票」、諸届その他貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしたうへは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は賠償責任を負いません。なお、使用される鍵について当行は確認する義務を負いません。

#### 10. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可効力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開扉に応じられないことがあります。このために生じた損害については、当行は賠償責任を負いません。

- (2) 前項の事由による格納品の喪失、滅失、毀損、変質等の損害についても当行は賠償責

任を負いません。

- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

#### 11. (反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、第13条第4項のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第4項の一つにでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の利用申込をお断りするものとします。

#### 12. (取引の制限等)

- (1) 当行は、借主または代理人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するために、提出期限を指定して各種確認や資料の提出等を求めることがあります。借主または代理人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している借主または代理人は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を届出てください。この場合において、在留期間が経過した場合は、新たに在留資格および在留期間その他の必要な事項の届出を求め、借主または代理人が、当該依頼に正当な理由なく応じられない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。
- (3) 前各項の各種確認や資料の提出の依頼に対する借主または代理人の回答、具体的な取引の内容、説明内容およびその他の事情に照らして、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関連法令等への抵触のおそれがあると認められる場合には、本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。
- (4) 前各項の定めにより取引の一部を制限し、当該取引におけるマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが、一定期間解消されない場合には、当該取引の全部を制限することがあります。
- (5) 前各項の定めにより取引が制限された場合であっても、借主または代理人からの説明等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関連法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと認められる場合は、当該取引の制限を解除するものとします。

#### 13. (解約等)

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。  
この場合、正鍵および届出の印鑑を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明け渡してください。なお、正鍵または届出の印鑑を喪失した場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとし、当行は、これによる賠償責任を負わないものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明け渡してください。

第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 借主が手数料を支払わないとき
- ② 借主について相続の開始があったとき
- ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もし

くは第三者に損害を与え、またはその恐れがあると認められる相当の事由が生じたとき

- ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
  - ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの貸金庫契約を停止し、または借主に通知することによりこの貸金庫契約を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① この貸金庫の借主が存在しないことが明らかになった場合または借主の意思によらずに契約されたことが明らかになった場合
  - ② この貸金庫の借主が第 15 条に違反した場合
  - ③ この貸金庫が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
  - ④ この貸金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に使用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (4) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、借主との契約を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。通知により解約する場合は、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。この解約によって生じた損害については、当行は、賠償責任を負わないものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第 1 項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明け渡してください。

また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
  - イ. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ロ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ハ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - ニ. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ホ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
  - イ. 暴力的な要求行為
  - ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為

- ハ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ニ. 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
  - ホ. 公序良俗に反する行為
  - ヘ. その他前各号に準ずる行為
- (5) 第2項から第4項の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明け渡しの日の属する月までの手数料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。

なお、当行はこの不足額を明け渡しの日第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

- (6) 第1項から第4項の明け渡しに3カ月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開扉のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。

なお、当行は貸金庫の開扉に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

- (7) 手数料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。
- (8) 法令に基づく場合、当行はこの貸金庫契約を停止し、または借主に通知することによりこの貸金庫契約を解約することができるものとします。

#### 14. (貸金庫の修繕、移転等)

- (1) 貸金庫の修繕または移転その他止むを得ない事由により、当行が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- (2) 前項の事由が生じたときは、当行は借主にあらかじめ通知することにより、当行の本支店に格納品の保管を委託することができるものとします。

#### 15. (緊急措置)

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、また店舗の災害、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開扉し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については、当行は、故意または重過失（消費者であるお客さまに対しては軽過失を含みます。）がある場合を除き、賠償責任を負いません。

#### 16. (譲渡、転貸等の禁止)

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

#### 17. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。借主の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

- (3) すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項届出の前に生じた損害については、当行は、故意または重過失（消費者であるお客さまに対しては軽過失を含みます。）がある場合を除き賠償責任を負いません。

18. (保証人)

保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとし、この契約が継続された場合も同様とします。

19. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとし、
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし、

以 上